

PCB

使用製品・廃棄物の確認

あなたは 大丈夫？



その建物は**1977年3月**以前の物ですか？ (昭和52年)

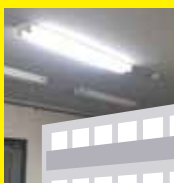
Yesなら“PCB”が含まれている危険性が！

※PCBは「ポリ塩化ビフェニル」の略です。1968年に発生したカネミ油症事件でその毒性が社会問題化し、法で定められた期限までに処理することが義務付けられています。

PCB は電気機器の絶縁油等として広く使われてきましたが、有害であることが判明したため、1972年以降は製造や新たな使用は禁止されました。

古い照明器具を使用していませんか？

1977年（昭和52年）3月以前の建物はPCB含有安定器が使用されている可能性があります。



ビル

トランスやコンデンサーは大丈夫？

使用中のトランスやコンデンサーにPCBが含まれていませんか？ 倉庫などに長期間保管されたままの電気機器はありませんか？



工場

PCB 使用安定器からの漏洩事故の報告が多数寄せられています

事例1

平成29年6月
西南女学院大学短期大学部

過去にPCB有無の調査を行ない、該当する器具は処分してもらったにも関わらず、使用中の蛍光灯安定器が突然破裂し、中の油が漏洩する事故が起きました。

事例2

平成26年10月
福岡県警察第二機動隊隊員食堂内

北九州市内の警察施設内における蛍光灯安定器が、破裂する事故が起きました。

事例3

平成29年8月
伊賀市の公民館

公民館ホールに設置していた古い蛍光灯安定期のコンデンサから、PCBを含んだ油が舞台の床に漏れる事故が発生した。

事例4

平成28年8月
帯広建設管理部足寄出張所執務室

北海道帯広建設管理部足寄出張所における蛍光灯安定器から、液漏れする事故が起きました。

キンカングループの PCB トータルサービスで PCB の適正な調査と処理をご提案いたします

照明器具の全数調査を行います！

敷地内にPCB含有の疑いがある照明器具は、使用中も含め期限までに必ず処分しなければなりません。

また、「該当なし」と報告されていた施設でもPCB漏洩事故が多発しています。

国は該当なしと確認されている施設も再度、照明機器などの全数調査を行うよう求めています。



廃安定器等分別調査

分別調査を行うことで、
大幅な費用削減が見込めます。

非PCB機器等処理

PCBでないと判別理由があるものについては、
届出の取り下げサポートから処理まで行います。

発見された PCB は手順に沿って適正に処理いたします！

ステップ 1

確認



古い電気機器などを
確認します。

ステップ 2

届出



所管行政へ届出書を
提出します。

ステップ 3

保管



処理するまで
適正に保管します。

ステップ 4

処理



必ず期限までに
適正に処理します。

処理期限が近づいています！

期限を過ぎると処理できません！
処分しないと罰則の対象となります！

高濃度 PCBの処分期限は2021年3月末までです！

※低濃度PCBの処分期間は2027年3月末までです。※高濃度と低濃度で期限が異なります。

北九州事業エリアでは、平成30年3月31日に高濃度PCB含有の変圧器・コンデンサーの処分期間の末日を迎えました。未処分の場合は行政処分の対象となる可能性があります。



近畿環境保全は、一般社団法人日本 PCB 全量廃棄促進協会 に加盟しています



PCB使用製品の全数調査、分別、処理を進め、保管事業者の負担軽減を図り、
一日も早いPCBの全量廃棄を目指し安心して暮らせる環境の確保に貢献いたします。

近畿環境保全株式会社 www.kin-kan.co.jp

0120-63-5390



【グループ企業参加団体】一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会 草津商工会議所 守山商工会議所

【営業本部】〒525-0027 滋賀県草津市野村1丁目3-2 SKキューブ2-B TEL 077-561-5377 FAX 077-561-5388 E-mail info@kin-kan.co.jp